

平成 19 年 7 月 31 日  
公認会計士・監査審査会

## 日本公認会計士協会の品質管理レビューの改善状況について

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、平成 17 年 2 月 8 日付提言（「品質管理レビューの一層の機能向上に向けて」）及び平成 17 年 5 月 25 日付検査結果通知書に対する改善状況等を検証することを目的として、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）に対し平成 19 年 5 月に検査を実施した。

検査で検証した限りにおいては、協会の品質管理委員会を中心に品質管理レビューの一層の機能向上に向けた改善策の実施に取り組んでいるものと認められる。しかしながら、以下のとおり品質管理レビューの運営に不十分な点がみられるため、検査において指摘したところである。

本公表において問題点として示している事項以外の品質管理レビューに関する事項については、審査会として、問題とすべき事項が存在しない、あるいは適切であると判断したものではないことに留意する必要がある。

（注）品質管理レビューとは、監査事務所が行う監査の品質管理の状況等を協会がレビューするとともに、その結果を当該監査事務所に通知し、必要に応じ改善を勧告し、当該勧告に対する改善状況の報告を受けるものである。

### 1. 品質管理レビューの実施

#### （1）レビュー対象とする監査業務の選定

品質管理レビューの実施に当たり、レビューチームがレビュー対象として選定した監査業務の中には、選定過程及び判断根拠を明確に記録していない事例が認められる。このため、品質管理レビューの客観性及び妥当性の確保の観点、並びに審査会による審査及び検査の観点から、レビューチームは、レビュー対象として選定した監査業務の選定過程及び判断根拠を明確に記録する必要がある。

#### （2）インタビュー手続における非常勤の監査補助者の取り扱い

品質管理レビューにおいて実施する監査実施者に対するインタビュー手続の対象者には、非常勤の監査補助者を含めていない。監査事務所の定めた監査の品質管理の方針と手続が監査実施者に正確に周知徹底が図られていることを確認するためには、監査実施者に対するインタビュー手続の対象者に非常勤の監査補助者も含める必要がある。

(3) 継続的専門研修制度の履修内容に係るレビュー手続

品質管理レビューでは、監査事務所が協会の継続的専門研修制度協議会に履修結果として報告した集合研修の内容をレビュー対象としていない。継続的専門研修制度は監査の品質の確保・向上に関わるものであるため、当該履修内容の適切性も品質管理レビューにおいて確認する必要がある。

(4) 監査補助者が公認会計士等でない場合のレビュー手続

監査業務の実施に当たり、監査責任者は監査補助者に対し適切な指示及び監督を行わなければならない。特に、監査補助者全員が公認会計士又は会計士補でない場合には、監査責任者は当該監査補助者に対する指示及び監督をより一層適切に実施することが必要であるが、品質管理レビューにはその判断基準がない。このため、監査補助者全員が公認会計士又は会計士補でない場合の監査責任者の指導及び監督の適切性に係る具体的な基準を早急に定める必要がある。

(5) 品質管理レビューに関して虚偽報告を行った監査事務所への対応

品質管理レビュー制度は、品質管理レビューに対する監査事務所の誠実な対応を前提として成り立っている。このため、監査事務所が品質管理レビューに関して虚偽報告を行った事実が判明した場合には、当該監査事務所に対して厳正な対応を行うなど、品質管理レビュー制度の適正な運営を確保する必要がある。

2. 品質管理レビュー報告書及び改善勧告書等の作成並びに回答書の審査

(1) 品質管理委員会の判断形成過程の文書化

品質管理委員会が品質管理レビュー報告書案の結論を変更した場合等の判断形成過程を議事録等に明確に記録していない事例が認められる。このため、品質管理レビューの客観性及び妥当性の確保の観点、並びに審査会による審査及び検査の観点から、品質管理委員会は判断形成過程の文書化を徹底する必要がある。

(2) 改善勧告書作成に係る統一の方針の徹底

品質管理委員会が監査事務所に交付した改善勧告書の中には、改善勧告書作成に係る同委員会の統一の方針が徹底されずに、必要な改善措置として記載すべき事項を記載していない事例が認められる。このため、品質管理委員会は、当該方針に基づいた改善勧告書の作成を徹底する必要がある。

(3) 改善勧告書に対する回答書の審査

監査事務所が品質管理委員会に提出した「改善勧告書に対する回答書」の中には、具体的な改善内容が記載されていないものを品質管理委員会が受理している事例が認められる。指摘事項の確実な改善を確保するためには、回答書に具体的な改善策等の記載を求める必要がある。